

税関様式B第1300号  
平成 年 月 日

通関士試験不正受験等処分通知書

殿

税関長 印

平成 年第 回 通関士試験に関し、通関業法第29条第1項に該当する  
不正の事実があったので、下記のとおり処分する。

記

1 該当事実

2 処分の内容

【不服申立てについて】

この処分について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対し審査請求することができます。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。